○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由利本荘市岩城二古字川尻二一番一から同市岩城二古字川尻一四〇番一まで	前	一八・二〇～二二・九二メートル	〇〇・一五九キロメートル
	後	二三・一五～二八・四六メートル	〇〇・一五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	由利本荘市岩城二古字川尻二一番一から同市岩城二古字川尻一四〇番一まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十二日

○北陸地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市塩野町字寺小路一八一番一から同市塩野町字菩提地二〇〇番一まで	前	一六・二五～二〇・〇〇メートル	〇〇・〇四三キロメートル
	後	一六・五〇～二〇・〇〇メートル	〇〇・〇四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山県下新川郡朝日町道下字百田一〇四六番一地内	前	一三・六〇～一八・八〇メートル	〇〇・〇〇六キロメートル
	後	一七・三〇～一八・八〇メートル	〇〇・〇〇六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡朝日町道下字小埜田九一二番三から同町道下字大埜田九一一番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十二日

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山県下新川郡朝日町道下字大下知六八八番三から同町道下字大下知七〇二番二まで	前	一七・六〇～一七・〇〇メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後		

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡朝日町道下字大下知六九〇番一から同町道下字大下知六九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十二日

○北陸地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	滑川市大掛字辺島一七六番一二から同市大掛二二六六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十三日

○中国地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日　中国地方整備局長　尾藤　勇